

地方自治法の一部を改正する法律案
の主な項目について（補足説明）

目次

1	地方議会制度	
	「地方議会の会期」	1
2	議会と長との関係	
	「専決処分」(条例・予算の専決不承認の場合の長の措置義務)	2
3	直接請求制度	
	「解散・解職の請求に必要な署名数要件の緩和」	3
4	住民投票制度の創設	
	「大規模な公の施設に係る住民投票制度」	4
5	一部事務組合・広域連合等	
	「協議会等からの脱退手続の簡素化」	6

「地方議会の会期」

【会期の始期を1月と定めることについて】

- ・ 会期の始期を1月からとしているのは、
 - ① 議会の活動は、2・3月に翌年度の予算案の審議を行い、9～11月に前年度の決算の認定を行うことが多く、1月から1年を単位として活動していること、
 - ② 現行の定例会・臨時会制度においても、定例会の回数は暦年を単位として考えられていること、
 - ③ 国会においても、常会は「毎年1月中に召集するのを常例とする」とされていること、を踏まえたもの。

【毎月1日以上会議を開く日を定めることについて】

- ・ 議会の開催日については、毎月1日以上、定例日を条例で定めることによって、定期的に会議を開催して審議を行うことを住民に対して明らかにするもの。
- ・ より一層幅広い層の住民が議員として参画できる議会の実現に向けた環境整備に資するため、現行の議会運営とは異なり、年間を通じて予見可能性のある形で定期的に議会審議を行う新しい議会運営を実現しようとするもの。

【長等の出席義務に関する特例を定めることについて】

- ・ 現行法上、長等は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないこととされている（第121条）が、長の効率的な行政執行に配慮する観点から、長等の出席義務を「定例日における審議又は議案の審議」に限定するもの。

「専決処分」（条例・予算の専決不承認の場合の長の措置義務）

【案文（想定）】

（改正後）下線部が変更部分

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二條の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して条例の制定又は改廃に係る議案の提出、補正予算の提出その他の必要な措置を講じなければならない。

【長の措置義務について】

- ・ 長は、不承認とされた後、速やかに、「条例の制定又は改廃に係る議案の提出、補正予算の提出その他の必要な措置」を講ずればよいのであって、「条例の制定又は改廃に係る議案の提出、補正予算の提出」は例示であり、必要な措置の具体的内容は長が適切に判断することとなるもの。

「解散・解職の請求に必要な署名数要件の緩和」

【署名収集期間について】

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

第九十二条 ①（略）

②、③（略）

④ 第一項及び第二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては二箇月以内、市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。（後段略）

⑤、⑥（略）

○ 現行制度

直接請求に必要な署名の収集期間は、地方自治法施行令第92条第4項の規定により都道府県にあつては2ヶ月以内、市町村にあつては1ヶ月以内とされている。この期間中、請求代表者は署名簿を作成して（改編できないように各葉ごとに割印をする）、自ら署名を収集する他、選挙権を有する者に署名収集を委任するための委任状を作成して委任し、併せて選挙管理委員会に対し委任届を提出する。

署名収集期間満了後5日以内（都道府県に対する請求にあつては10日以内）に、署名簿を（2冊以上に分冊されているときは一括して）選挙管理委員会に提出する。

○ H22年度に行われた名古屋市議会解散請求の場合

署名収集期間 平成22年8月27日～9月27日（1ヶ月間）

請求代表者数 10人

署名収集受任者数 約4万人（報道）

法定署名数 365,791人

署名総数 465,602人（有効署名数 369,008人）

「大規模な公の施設に係る住民投票制度」

【住民投票の手続】

① 住民投票導入条例制定 <第1項>

② 特に重要であり、かつ、大規模なものを定める
条例制定 <第1項>

③ 長は、条例に該当する公の施設を設置しようとするときは、予算の提出前に、設置の目的、位置、予定事業費、財源等を明らかにした上でその設置について議会の承認を求めなければならない
<第2項>

④ 議会が承認の議決 <第3項>

60日以内

⑤ 住民投票実施 <第4項・第5項>

⑥ 過半数の同意が得られなかったときは、当該公の施設の設置ができない
<第6項>

【案文（想定）】

第十章 公の施設

（公の施設の設置の住民投票）

第〇条 普通地方公共団体は、条例で定めるところにより、条例で設置する公の施設（法令により設置しなければならないものとされていることその他の事由により選挙人の投票に付することが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）のうち特に重要であり、かつ、大規模なものとして条例で定めるものの設置について選挙人の投票に付し、その投票において過半数の同意を得なければならないものとしてすることができる。

2 前項の普通地方公共団体が同項に規定する条例で定める公の施設を設置しようとするときは、当該普通地方公共団体の長は、当該公の施設の設置に係る予算（その設置に関する調査に要する費用に係るものを除く。）を議会に提出する前に、当該公の施設に関する設置の目的、位置その他の政令で定める事項を明らかにして、その設置について議会の承認を求めなければならない。

3 前項の場合において、当該公の施設の設置について承認を求める議案が可決されたときは、議長は、その日から三日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長及び選挙管理委員会に通知しなければならない。

4 選挙管理委員会は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定めるところにより、当該公の施設の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

5 選挙管理委員会は、前項の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

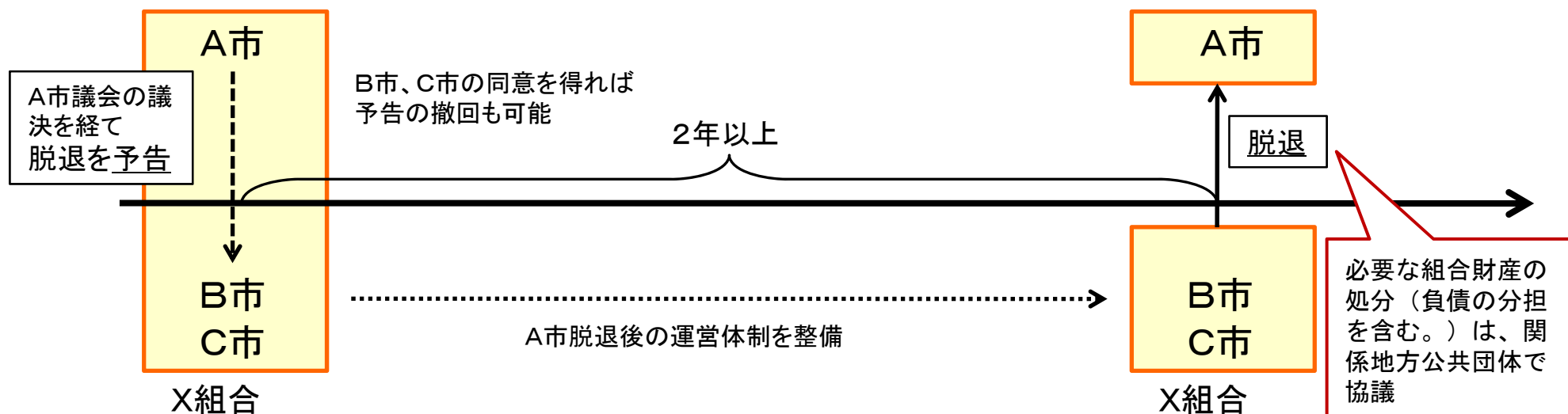
6 第一項の普通地方公共団体は、第四項の規定による投票において過半数の同意が得られなかったときは、当該投票の対象となつた公の施設を設置することができない。

【留意事項】

- ・ 住民投票導入条例については、一般的な住民投票ではなく、大規模な公の施設の設置についてのみ住民投票を導入する旨を定める条例となる（第1項）。
- ・ 上記の住民投票導入条例に加え、普通地方公共団体は、特に重要であり、かつ、大規模な公の施設（住民投票の対象となる公の施設の範囲）について定める条例を制定することとなる（第1項）。
 - ※ なお、「大規模」の基準は法令では示さず、各団体の判断により定めることとなる。想定されるものとしては、事業費、面積等が考えられる。
- ・ 長は、住民投票の対象となる公の施設に関する設置の目的、位置、予定事業費、財源等を明らかにした上で、当該公の施設の設置に係る予算を議会に提出することとされており、議会においては、地元住民の意向も踏まえながら審議されるものと考えられ、様々な論点について議論が行われた上で、議会で可決されたものについて住民投票に付されることとなる（第2項）。
- ・ 第4項の住民投票については、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用することを予定している。

「協議会等からの脱退手続の簡素化」 (イメージ)

- 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合から地方公共団体が脱退しようとする場合には、2年前までに予告することにより、他の関係地方公共団体との協議を経ずに脱退可能に。
- 個々の地方公共団体の意思のみでは脱退できない仕組みを改め、使いやすい仕組みとすることで、平成の合併後の広域連携を促進。



〔現行制度〕

